

## 常任総務委員会要点記録

○開会日時 令和7年12月1日（月） 午前10時

○場 所 伊東市役所第2委員会室

○出席委員 7名

1 番	大 川 勝 弘 君	2 番	宮 崎 雅 薫 君
3 番	佐 藤 周 君	4 番	杉 本 一 彦 君
5 番	長 沢 正 君	6 番	浅 田 良 弘 君
7 番	重 岡 秀 子 君		

○出席議員 11名

議 長	中 島 弘 道 君	副議長	青 木 敬 博 君
議 員	片 桐 基 至 君	議 員	竹 本 力 哉 君
〃	篠 原 峰 子 君	〃	河 島 紀美恵 君
〃	大 竹 圭 君	〃	虫 明 弘 雄 君
〃	鈴 木 絢 子 君	〃	犬 飼 このり 君
〃	四 宮 和 彦 君		

○説明のため出席した者 28名

企 画 部 長	近 持 剛 史 君
企 画 部 企 画 課 長	菊 地 貴 臣 君
同 秘 書 広 報 課 長	山 下 明 子 君
同 職 員 課 長	小 澤 剛 君
同 デ ジ タ ル 政 策 課 長	小 林 和 昭 君
理 事	中 谷 祐 典 君
危機管理部長兼危機管理監	稲 葉 祐 人 君
危機管理部危機対策課長兼危機管理監代理	吉 崎 恭 之 君
総 務 部 長	木 村 光 男 君
総 務 部 次 長 兼 課 税 課 長	小 川 直 克 君
同 庶 務 課 長	鈴 木 康 之 君
同 財 政 課 長	肥 田 光 弘 君
同 資 産 経 営 課 長	久 津 間 知 治 君
同 収 納 課 長	大 川 雄 司 君
市 民 部 長	萩 原 智 世 子 君

市民部市民課長	近藤通明君
同環境課長	草嶋耕平君
同保険年金課長	渡辺拓哉君
健康福祉部長	松下義己君
健康福祉部健康推進課長	齋藤修君
観光経済部長	小川真弘君
建設部長	高田郁雄君
建設部次長兼建設課長	山田昌弘君
会計管理者兼会計課長	稲葉育子君
上下水道部長	稲葉信洋君
教育委員会事務局教育部長	西川豪紀君
教育委員会事務局教育部次長兼教育総務課長	杉山宏生君
監査委員事務局長	福田由里亜君

○出席議会事務局職員 3名

局長 富岡 勝 局長補佐 里見 和彦  
係長 野田 昌伸

○会議に付した事件

- 1 市議第29号 令和7年度伊東市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 2 市議第31号 令和7年度伊東市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 3 市認第20号 令和6年度伊東市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算
- 4 市認第21号 令和6年度伊東市土地取得特別会計歳入歳出決算
- 5 市認第22号 令和6年度伊東市霊園事業特別会計歳入歳出決算
- 6 市認第24号 令和6年度伊東市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

---

○会議の経過概要

○委員長（杉本一彦君）開会する。

---

○委員長（杉本一彦君）この際、お諮りする。決算関係を除く付託議案の説明は既に本会議において終了しているので、委員会における説明はこれを省略したい。これに異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉本一彦君）異議なしと認め、さよう決定した。

なお、決算関係に係る付託議案の説明についても、議会運営委員会における協議、決定に基

づき、委員会における説明はこれを省略することとしているので、申し添える。

この際、申し上げる。審査に当たって、議題に対する質疑は簡潔に、議題から外れないようにお願いする。あわせて、審査の進行が円滑に進むよう、具体的に何ページの何の事業についてなどの一言を添えていただくよう、協力をお願いする。

---

○委員長（杉本一彦君）日程第1、市議第29号 令和7年度伊東市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とする。

直ちに質疑に入る。質疑は全般について行う。発言を許す。

○7番（重岡秀子君）事項別明細書の6ページで、先日、議案審議のときにも質疑があった国庫支出金の国庫補助金における、子ども・子育て支援事業費補助金について、説明ではシステム改修をするための国からの補助金で、8年度からこの制度が始まるが、内容はまだ詳しく提示されていないということだった。私もこのことはあまりよく知らなかったが、加入者1人当たり平均月額、8年度は250円、9年度、10年度と上がって行って、子供がいてもいなくても、そこに支援をするということで、結局、国保税の値上げになると思うが、8年度から上がっていくということは決まっているのか。その辺の確認をしたい。

○保険年金課長（渡辺拓哉君）子ども・子育て支援金については、8年度から賦課徴収が始まる。これは国の決定になっているので、8、9、10と3年度かけて制度をつくっていく。令和10年度になると、大体月額1人当たり450円という国の試算が出ている。

○7番（重岡秀子君）分かった。国保も県のほうで統一するというところで値上げが決まっている。それと合わさってちょっと大変になると思うが、今のところ、250円という金額は所得には全然関係なく賦課されるということなのか。

それから、子供がいらっしゃる方は18歳までの均等割が無償になるようであるが、このお金が国保の中では、主にどういうものに使われるのか、その辺が分かったら教えていただきたい。

○保険年金課長（渡辺拓哉君）お答えする。

まず、所得に関わるかどうかは、2方式を想定しており、所得割と均等割が想定されているので、所得に応じた税額の決定もある。

そして、どういった事業に使われるかであるが、児童手当の抜本的拡充、妊婦のための支援給付、こども誰でも通園制度、出生後休業支援給付、育児時短就業給付、国民年金第1号被保険者の育児期間中の保険料の免除、子ども・子育て支援特例公債の償還金に充てられることになっている。国保では直接使わない。国のほうに納付金として上げて、そこから使われる。

○7番（重岡秀子君）分かった。

7 ページ、これも質疑があったと思うが、メモを取り切れなかったので、雑入の中の補正額の説明をもう 1 回お願いしたい。

○**保険年金課長**（渡辺拓哉君）こちらについては、令和 7 年 2 月分の診療報酬の確定によるものである。その確定で見込みよりも金額が少なかったので、減額の補正になった。

○**委員長**（杉本一彦君）ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長**（杉本一彦君）質疑なしと認める。これをもって質疑を終結する。

これより討論に入る。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長**（杉本一彦君）討論なしと認める。これをもって討論を終結する。

これより採決する。市議第 29 号は原案を可決すべしと決定することに賛成の諸君の挙手を求める。

〔賛成者挙手〕

○**委員長**（杉本一彦君）挙手全員である。よって、さよう決定した。

---

○**委員長**（杉本一彦君）日程第 2、市議第 31 号 令和 7 年度伊東市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）を議題とする。

直ちに質疑に入る。質疑は全般について行う。発言を許す。

○**7 番**（重岡秀子君）歳出の 8 ページで、多分先ほどと同じ内容だと思うが、総務管理費の一般管理費の委託料、広域連合連携システム改修委託料における 517 万円であるが、後期高齢者にも子ども・子育て支援金の保険料が上乘せされると思ったので、その確認をしたい。また、国保は国の補助金であったが、このシステムについては財源が違うため、その考え方を教えていただきたい。

○**保険年金課長**（渡辺拓哉君）まず、子ども・子育て支援金について、後期高齢者でも国保と同じように支援金が徴収されており、使い道としては同じようになる。財源は、国庫補助金ではなくて一般会計から繰り入れるという形になっている。

○**委員長**（杉本一彦君）ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長**（杉本一彦君）質疑なしと認める。これをもって質疑を終結する。

これより討論に入る。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長**（杉本一彦君）討論なしと認める。これをもって討論を終結する。

これより採決する。市議第31号は原案を可決すべしと決定することに賛成の諸君の挙手を求める。

[賛成者挙手]

○委員長（杉本一彦君）挙手全員である。よって、さよう決定した。

---

○委員長（杉本一彦君）日程第3、市認第20号 令和6年度伊東市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を議題とする。

直ちに質疑に入る。質疑は全般について行う。事項別明細書は324ページからになる。発言を許す。

○3番（佐藤 周君）市政報告書の268ページの上の表に年間被保険者1人当たりの数字が書いてある中で、前年度に比較して1人当たりの受診件数の増減はないが、医療費については1人当たり5,031円減っていて、これは率にすると1.4%ぐらい、1件当たり266円減っていて、同じく1.2%ぐらい減っている。どういうことでこういう決算になっているのか、分かれば教えていただきたい。

○保険年金課長（渡辺拓哉君）こちらの数字については分析し切れていないところがあるが、単純に単価が下がったということである。

○3番（佐藤 周君）単価といってもいろいろな単価がある。どういう単価なのか。

○保険年金課長（渡辺拓哉君）医療費の単価である。

○7番（重岡秀子君）決算書326ページ、予算現額と収入済額を比較すると県支出金が結構大きく減っている。全体的には国保の加入者は減っているのに、県支出金が減っているのはなぜなのか。人数が減っているから減っているのか。

○保険年金課長（渡辺拓哉君）重岡委員お見込みのとおりである。

○委員長（杉本一彦君）ほかに質疑はないか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（杉本一彦君）質疑なしと認める。これをもって質疑を終結する。

これより討論に入る。発言を許す。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（杉本一彦君）討論なしと認める。これをもって討論を終結する。

これより採決する。市認第20号は認定すべしと決定することに賛成の諸君の挙手を求める。

[賛成者挙手]

○委員長（杉本一彦君）挙手全員である。よって、さよう決定した。

---

○委員長（杉本一彦君）日程第4、市認第21号 令和6年度伊東市土地取得特別会計歳入歳出決算を議題とする。

直ちに質疑に入る。質疑は全般について行う。事項別明細書は348ページからになる。発言を許す。

○7番（重岡秀子君）1点だけお聞きしたい。土地取得特別会計は主にマンダリンの土地の返済だと思うが、予定ではそろそろ終わるのではないかと思う。その辺の見通しだけ教えていただきたい。

○財政課長（肥田光弘君）今年度で終わることになっている。

○委員長（杉本一彦君）ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉本一彦君）質疑なしと認める。これをもって質疑を終結する。

これより討論に入る。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉本一彦君）討論なしと認める。これをもって討論を終結する。

これより採決する。市認第21号は認定すべしと決定することに賛成の諸君の挙手を求める。

〔賛成者挙手〕

○委員長（杉本一彦君）挙手全員である。よって、さよう決定した。

---

○委員長（杉本一彦君）日程第5、市認第22号 令和6年度伊東市霊園事業特別会計歳入歳出決算を議題とする。

直ちに質疑に入る。質疑は全般について行う。事項別明細書は354ページからになる。発言を許す。

○7番（重岡秀子君）1点だけ、令和5年度から合葬墓地が供用されているということで、その辺のことが数字的によく分からなかったが、令和6年度でどれぐらいの利用があって、全体として用意されたものがどれぐらい使われているか、お聞きしたい。

○市民課長（近藤通明君）お答えする。

令和6年度末で考えると、令和5年度に42体、令和6年度に13体が収容されていて、全体的には800体入る合葬墓地となっている。

○3番（佐藤 周君）霊園事業について、全般的に数字の確認ができればと思う。市政報告書を見ると、使うようになってからおおよそ30年がたってきている中で、最初に墓所に納骨した方、例えば80歳ぐらいの人が亡くなって、その息子である50代が納骨したくてつくった。多分それぐらいたつと、納骨した人が今度は納骨される側に移ってくるという状況の中で、墓

石関連の業者の話を聞くと、今、世の中は墓をつくるよりも墓じまいするほうが多いという中で、この霊園について、市政報告書の中でも数字がなかったのが、令和6年度に芝生墓所と普通墓所をつくった方と、墓じまいをした方の数字が分かれば教えていただきたい。

- 市民課長（近藤通明君）令和6年度に普通墓所を募集して決定した人数が4件、芝生墓所が21件、合葬墓地に改葬した方が7件、返却した方は27件である。
- 3番（佐藤 周君）芝生墓所と普通墓所で25件が新たにつくった数で、墓じまいした人が27ということでもいいか。
- 市民課長（近藤通明君）そうである。
- 3番（佐藤 周君）普通墓所か芝生墓所にいた方の中で、合葬墓地に移った人が7件ということでもいいか。
- 市民課長（近藤通明君）お見込みのとおりである。
- 3番（佐藤 周君）事項別明細書355ページ、事業収入、調定額が2,340万2,910円に対して、不納欠損額の1万2,960円、収入未済額の12万1,000円の内容を教えてください。
- 市民課長（近藤通明君）令和6年度の不納欠損分が1万2,960円計上されているが、令和6年度の管理料全体から不納欠損額を引いて、実際収入されなければいけない金額を差し引いた金額が12万1,000円である。不納欠損の理由については、3年間墓所の管理料を徴収できず、住所地が分からなくて宛てどころのない方についての不納欠損が1万2,960円あり、調定額で上げた1,135万2,910円から全体の収入額1,121万8,950円と不納欠損額を差し引いた金額が12万1,000円となっている。
- 市民部長（萩原智世子君）補足させていただく。管理料については、佐藤委員が今おっしゃったとおり、承継がうまくいかずに、継いだ方から管理料が取れないケースが発生している。それについては、伊東市内に住所がある方ばかりではなくて、一生懸命住所を追いかけているが、連絡が取れない中、管理料を滞納しているケースがある。条例上、3年以上滞納があると墓所の使用許可を取り消すことができる。いろいろな手続をする中で、それでも支払いができなかった方については返還いただいているので、その部分についてはもう取れないということで不納欠損をしている。収入未済額については、そういった形で、現在、徴収の事務は頑張っているが、なかなかお支払いいただけないものが積み積もって12万1,000円になっている。
- 3番（佐藤 周君）そうすると、収入未済額、不納欠損を含めて、滞納されている件数は何件あるのか教えていただきたい。
- 市民課長（近藤通明君）手元に数字がないので、後日お答えする。

○3番（佐藤 周君）一般の墓所で言うと、檀家で後を継ぐ人がいなくて、そのお墓を見る人がいない、一般的な言葉で無縁仏のような状況になっている墓所が市民霊園の中にもある。3年間滞納があって、墓所を返してもらおうとしても、中にお骨が入っている。それはどのようにしているのか。

○市民課長（近藤通明君）3年以上管理料を納付しない、もしくは、住所地も分からず連絡がつかない場合には、官報により墓所の区画に対しては公告して、掲示板を立てて、そこに納骨されている方を検索し、1年後にその方が見えなければ、別の墓所に納骨している。霊園の1か所の区画の中にまとめて置いてある。

○3番（佐藤 周君）それは霊園のどこかに置くところがあって、事実上そこで管理している。それはどれくらいの数があるのか。

○市民課長（近藤通明君）今、手元にデータがないが、たしか4件か5件程度だったと思う。もう1回確認させてほしい。

○3番（佐藤 周君）お骨なので取扱いが非常に難しいものであるが、4件程度というのは意外と少ないと思った。

○委員長（杉本一彦君）ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉本一彦君）質疑なしと認める。これをもって質疑を終結する。

これより討論に入る。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉本一彦君）討論なしと認める。これをもって討論を終結する。

これより採決する。市認第22号は認定すべしと決定することに賛成の諸君の挙手を求める。

〔賛成者挙手〕

○委員長（杉本一彦君）挙手全員である。よって、さよう決定した。

---

○委員長（杉本一彦君）日程第6、市認第24号 令和6年度伊東市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を議題とする。

直ちに質疑に入る。質疑は全般について行う。事項別明細書は400ページからになる。発言を許す。

○7番（重岡秀子君）事項別明細書の400ページ、市政報告書は293ページ、両方関係がある。一般会計からの繰入金で8,715万4,000円が補正されている。これは国保とは違って、後期高齢者は人数が増えているということではないかと思うが、それでいいか。

一般会計からの繰入金の使い道で、事務費繰入金は給与等で分かりやすい。その次の療養給

付費繰入金は、後期高齢者の公費負担は5割で、そのうちの1割を市が負担しているため、伊東市の療養給付費が増えると一般会計からの繰入金になるのか。その辺の繰入金の仕組みについて教えていただきたい。

○**保険年金課長**（渡辺拓哉君）お答えする。

事務費繰入金については、後期高齢者医療の事務にかかった事務費を一般会計から繰り入れる費用になる。療養給付費繰入金については、医療費に充てたものになるが、これを市の負担分だけ一般会計から繰り入れている。お見込みのとおりである。保険基盤安定繰入金については、軽減分があるが、この軽減分は一般会計から繰り入れることになっているので、そちらの繰入金となる。

○**7番**（重岡秀子君）401ページで保険料の収入未済額が2,608万7,760円ということで、市政報告書にも保険料の収納状況の一番下に2,608万8,000円の収入未済額があるが、収納率が97.1%ということで、後期高齢者も滞納してしまう高齢者がいるということがこれで分かる。国保では、令和6年度までは短期保険証及び資格証明書の交付状況が市政報告書にあったが、後期高齢者の保険料でも、滞納した場合は国保と同じような措置が取られるのか。

短期保険証等は令和6年12月で廃止になるという説明もあるので、滞納した方の対応についてお聞きしたいと思う。

○**保険年金課長**（渡辺拓哉君）短期証とか資格証は、国保と同じような制度はあるが、適用になる人がいない。短期証、資格証という措置をされている人がいない。その決定は、広域連合のでやっていて、市から一応資料は上げるが、そういった措置になる人がいないということになる。

国保と同じように、令和6年12月で制度自体が廃止となり、この先についても、それに似たような制度は残るが、決定としては広域連合で行うので、その辺と協議をしながら進めていきたい。

○**7番**（重岡秀子君）分かった。国保も資格証明書になった人は窓口で10割払わなければならないというケースもあると思うが、後期高齢者でも特別徴収で年金などから徴収する方と、普通徴収の方がいるので、対象者がいないといっても10割負担になってしまう人がいるのではないかと思うが、この辺は伊東市では分からないということではよろしいか。

○**保険年金課長**（渡辺拓哉君）10割払う人については、伊東市ではない。

○**委員長**（杉本一彦君）ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長**（杉本一彦君）質疑なしと認める。これをもって質疑を終結する。

これより討論に入る。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉本一彦君）討論なしと認める。これをもって討論を終結する。

これより採決する。市認第24号は認定すべしと決定することに賛成の諸君の挙手を求める。

〔賛成者挙手〕

○委員長（杉本一彦君）挙手全員である。よって、さよう決定した。

---

○委員長（杉本一彦君）以上で日程全部を終了した。

委員会審査報告の案文については、正副委員長に一任願う。

---

○委員長（杉本一彦君）これにて常任総務委員会を閉会する。

---

○閉会日時 令和7年12月1日（月）午前10時34分（会議時間34分）

---

以上の記録を認める。

令和7年12月1日

委員長 杉 本 一 彦